

Title	徳川時代村落研究序説：その動態的研究
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.1405(67)- 1438(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0067
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川時代村落研究序説

—その動態的研究—

野村兼太郎

従来農民は一般に保守的なものとされてゐる。それは單に日本ばかりではなく、何處でもこの傾向が強いことを認められてゐる。従つて農業改革の如きは概して至難なことといはれる。農政家や老農の口からさへ農民に従來の仕法を變更させることが甚だしく困難であるといふ歎聲を聞くほどである。従つて概していへば、農村生活には變化が少ない。昔の通りに同じことが繰返されることが多い。

農民は昔からの仕法をそのままに行なつてゐれば、大體において生活の危険が少ない。新しい方法を採用して、それに依つて假令以前より多くの利益を得ることが出来るとしても、萬一の危険を考へる時には、利益は少なくとも、従來の慣行をそのままに行なつてゐる方が安全だからである。殊に營利的精神の弱かつた時代にあつては、損得の制斷を考慮せずして昔ながらの生活を追及することになる。

徳川時代の農村が保守的であり、又従つて比較的變化が少なかつたといふことは確かにいひ得られる。しかし兎に角二百數十年に亙る長い間にはかなりの變化が現はれてゐることも否定出來ない。殊にその村落の自然的並びに人為的條件の如何に依つては相當大なる變化を蒙つたものも少なくない。當時の交通状態から、文化の交流が極めて局限されてゐたから、一方かなりの大きい變化を受けた部落があるかと思ふと、他方ある地域には古い傳統を少しも變化せず明治以後に持ち傳へてゐた部落も存するのである。なほこの點については後に論述するつもりであるが、かうした偏りはあるとしても、全般的に見て、村落の變化の傾向のあつたことは認められる。

例へばわれわれが徳川時代の農村文書類を検してゐても、慶長期、元祿以前、享保前後、寶曆前後、化政度、天保期などの文書が、形式、書體、紙質その他に、それぞれ多少の變化を認めることが出来る。素朴な粗野なものから整備されたものに變つていつた過程が窺はれると共に、それが次第に外形的に、形式的になつていつたことを知り得る。實例を一つ掲げると、土地賣渡證文にしても初期と後期とはかなりの差が認められる。

賣渡し申屋敷之事

有所者天田此道九左衛門殿彌右衛門七藏と神主様四人之入相道也

四至境東ハ七藏屋敷限、南ハ甚兵衛屋敷限、西ハ五右衛門屋敷限、北ハ道ヲかきり、

一譜代雖爲相傳之所領、依急用有之、金小判五兩ニ永代賣渡シ申所實正明鏡也、坪數四拾八坪、於此屋敷者上なしさうまいも無之候、若何方ハ何様之六ヶ敷云來仕候共、我等共罷出、急度相濟、買主ニ少も御苦身かけ申間敷候、爲其一筆如件

寛文十二壬子年十月十六日

口入 與 次 右 衛 門

中村

園田 五 神 主 様

賣主 彌 右 衛 門 書 判

かういふ古い形式、例へば四至を記すやうな形式は間もなく失はれて、水帳に依つて一筆毎に記すやうになる。

元祿以前にすでに水帳を基礎として土地の質入讓渡等を行なふのが一般になつてゐたやうである。次ぎに掲げる二通の證文は同じ村について、時期を異にする田畑質物證文である。

質物ニ相渡申田地之事

田畠屋敷合八反四畝廿六步 御水帳面也 此外やふほつこ指出し指柳等迄持來候分不殘

右是ハ卯御年貢其外夫食ニ相詰リ、田地代金四拾八兩ニ相定、只今金子不殘請取、同地屋敷相渡し申所實正也、年季之儀ハ卯極月ハ午ノ暮迄申三年ニ相定入置申候、年季明午ノ暮ニ右之代金不殘相濟申候ハ、田地御返可被下候、若其時分金子調不罷成而請申事難成候は、貴殿御抱置被成候共、又ハ何方へ何ほどのしち物ニ御入候共、たとへ年季之内御入被成候共、地替被成候共、少も此方ハ構無御座候、諸事此田地ニ付村中之義ハ不及申、親類何方ハも構無御座候、若六ヶ敷義出來仕候ハ、我等加判之者何方迄も罷越、申分可仕候、貴殿へ少も掛ケ申間敷候、又御年季内讓渡も口口候ハ、代金九拾六兩返濟可申候間、無相違口御返し可被下候、爲後日依如件

貞享四年卯十二月

大 枝 村

地主 忠 左 衛 門 〇

請人 (廿一名略)

九 兵 衛 殿

相渡申田地質物證文之事

徳川時代村落研究序説

井外耕地

下田 九畝拾九歩

但シ御水帳面也

此田地ニ附來り候境木床等又者畔敷等迄何ニ而も不殘指添相渡申候、

右者亥御檢地水帳太郎兵衛名銘之地木前々我等所持致し候田地之内、書面之通り此度名主年寄五人組親相談之上、貴殿江質地ニ相渡し、金貳拾壹兩拙者共立會請取申所實正也、年季之儀は當辰三月々來ル午十二月迄、中貳年相定相渡申候、尤此田地ニ附脇方構申者無御座候、若六ヶ敷申者御座候ハ、拙者とも何方迄も罷出急度申訣仕、貴殿江少も御苦勞掛ケ申間敷候、彌年季明午十二月ニ罷成候ハ、本金貳拾壹兩返済可申候間、田地不殘御返可被成候、若其時分金子調兼、田地請返シ申儀不罷成候ハ、右田地流申候而貴殿田地ニ可被成候、然ル上は御手前ニ而所持被成候とも、又者餘方江何様之質地御渡被成候共、地主者不及申、脇方構無御座候、其節加判之者立會印形仕、無相違田地御渡被成候様仕可候事

一御年貢米之儀は御 公儀様御割付之通り貴殿方ニ而御上納可被成候、并諸役入目等村并ニ御勤メ可被成事

一此田地ニ掛リ御拜借米金少も無御座候、假有之候共、殘田地ニ而御上納可仕候、勿論借金書入等外に一切不仕候事

右之通り相定質地相渡し申上は、少も相違無御座候、且田地寄枚毎耕地付別紙書拔寄通指添相渡申候、爲其名主年寄五人組親相談之證文相渡申候、爲後日依而如件

天明四年辰十二月

埼玉郡大枝村

地主 要

藏

親類 藤 右衛門

(五人組三名年寄三名及び名主記名捺印)

同村

殿

以上三種の土地譲渡の證文を比較して見ても、そこに農村における時代の變遷の一端を窺ふことが出来る。五人組や村役人がこの種の契約に登場するやうになつたのが、何時頃か明白ではないが、大體中期正徳享保前後のことであらう。勿論場所によつて遅速はあらうが、徳川封建社會が制度化されるにつれて、農村の諸式も次第に組織化され、單なる血縁的關係よりも、地域的關係の方が重要視され、この種の證文に五人組の連印を必要とするに至つたのであらう。又最後の證文においては明かに農村において土地を擔保とする金融が頻繁となつたことを示している。二重質入を豫め防止する文句が證文に現はれてゐるが如きがそれである。

この種の例をその他の記録文書から探し出すことも極めて容易である。初期の宗門改帳と後期のものとを比較すれば、その形式化されていつた過程を観察することが出来る。かうした例を重ねることは徒らに煩雜に互り、讀者を飽かしむるばかりであるから、省略に付するが、要するに農村も亦この二世紀半以上に亙る年月の間にかんりの變化を生じてゐたことを承認してもらへればよいのである。

農村における變遷を概括的に觀察するに當つて、私は前々號の本誌上に發表した靜態的研究の場合と同様に、その外形と内容とに分かつてその變化を追つて見ようと思ふ。讀者は右拙稿を参照して欲しい。

二

わが國の農村においては、前掲論文に指摘したるが如く、その發展が自然的形成であつたため、その周圍の社會環境の變化するにつれて、全く相反する二つの傾向を有してゐた。一つは細分化、又は孤立化の傾向ともいふべき

もので、他の一つはこれと對蹠的な合同化の傾向である。このことは恰も徳川社會が一方地方分権的な政治形態を採用しながら、他方中央集権を行なはんとしたその政治的矛盾に相應するが如くであるが、又同時に農村の社會構成自體にもこの兩者の傾向を生み出す素因が存在してゐたことも考へられる。先づ最初に細分化的傾向について述べよう。

わが國農村の發展の限界が極めて限られた地域内であることは、わが自然的地勢に基づくものであつて、如何ともなし難いものであつたらう。狹隘な谷間に沿ふて發生した部落が人口の増大を見た場合、やゝ離れた耕作の餘地のあるところに枝村を形成し、同一地名をもち、又は本村の大字の一つになつてゐたものが、何時か獨立の一村を形成するに至る。某村上分とか、中分とか、下分と稱したり、上中下と分裂して、個々の獨立した部落を形成する。時には同一村名を有してはゐるが、全く名主を異にし、村高の如きも別になつてゐるものさへある。一例を探れば、上總國市原郡不入斗村深城の如きがそれである。その點は次ぎに述ぶる新田村の場合と同じく、小部落が獨立してゆく傾向が著しい。

元來農村の發展するにつれて新田を開發し、その抱擁し得る限度まで家數人口を増加してゆく能力を有するはづである。大體において徳川の初期にあつては、新田開發に依つてその増大する人口を支持してゆくことが出来たやうである。各村村についてそれぞれの發展史を書いたものは殆どないので、どんな状態に進展してゐたか十分に知ることが出来ないが、年代の違つた村高帳を比較すると、大體享保頃を以つてこの方面の進展は限度となり、その村は増大しないで、新村の發生を見たやうである。即ち新田村である。勿論享保以前の^{新田}、即ち古新田にして獨立村となつたものも少なくない。武藏國埼玉郡古新田の如きはその名稱から見ても、享保以前の^{新田}の獨立したものであらう。しかし概していへば享保以前は次第に新田を開發して、村が發展して行つた傾向が見える。今座右の資料から一二例示して置かう。

上野國と下野國との境にある除川村は天正四年に縫殿佐なる者が村開きをなし、最初三ヶ年無年貢、田畑合貳拾町七反貳畝貳拾六歩、追々浪人集り、百姓拾五人ニ而宇津宮奥平大膳大夫様は領分、高百三拾六石三斗七升、家數拾五軒也、天正十八庚寅三月、下野安蘇郡除川村ト號す、元和九亥九月は檢地入申、高五百九石三斗七升、反別五拾六町餘、家數三十壹軒、寛永十七年辰巳午三ヶ年ニ入悪戸下畑五町餘新起成、中百姓石塚高橋北村地發世話人頭藤中通り成ル、殺生人角左衛門相勤申、後高ニ入、意味のはつきりしないところもあるが、兎に角原文のまゝ記して置く。「寛文元(年)館林領ニ成、高五百九石^{虫喰}□□七升、松平和泉守様は在城之節、家數四拾軒餘也、同八年新上州除川村ト號、延寶六年二月、館林宰相様、は檢地入替高七百八拾三石壹斗六合、外ニ拾壹石四斗九升貳合八夕、野錢川役高ニ入、小以七百九拾四石六斗五升貳合八夕、内四拾貳石ハ悪戸筋之分米なり、反別百拾町四反四畝十三歩、家數九拾三軒、天和二戌年ハ青山信濃守様は領分ニ入、高七百九拾四石六斗五升貳合八夕、その後ずつとこの高には變化はないが、各所に新田開發の記事が川普請や除地の記述の間に散見するが、何れも初期のものである。この無題の記録を書いた文化十三年(一八一六年)の家數は百貳拾七軒人數五百三拾人とな

つてみて、延寶六年(一六七八年)から見ると三十四軒増加してゐる。しかし百三十八年間に僅かに三割六歩餘の増加を見たに過ぎず、これを寛文元年(一六六一年)から延寶六年までの僅か十七年間に家数が倍以上になつてゐるとは比較にならない。なほ人口については後に述べるつもりであるが、要するに初期の新田開發と村の發展との關係を窺ふに足りよう。

この初期の村高の増加を以つて、直ちにそのすべてが新田開發に依るとのみいひ得ないことは明かである。例へば貢租の増徴などといふことも考へられるが、ある程度の新田増加又は生産力の増大がなければ、前述のやうな急激な増加は考へられないであらう。百姓仲間の争ひから檢地したところ、意外にも生産高が多かつたためか、急に高を多くされて大いに困窮した例がある。初期の生産力増大を示す一例ともなるから、引用して置く。場所は下總國匝瑳郡大塚原村である。

「古來百五拾石ニ而御座候所、菅沼新三郎様御知行所之内、御内檢ニ而高百八拾石ニ罷成相勤申候、寛文十一辛亥年、村方百姓仲間ニ出入御座候ニ付、御代官關口作左衛門様、八木仁兵衛様御兩人ニ而御檢地被遊、高四百六拾石餘ニ罷成、百姓及困窮ニ候ニ付、御代官設樂勘左衛門様御代官所之時分、御公儀様江度、御檢地御願申上候ニ付、元祿十一寅年御地頭所様大岡仁右衛門様御知行所ニ罷成申候、其節從 御公儀様百貳拾石餘御込高ニ被爲遊、三百四拾石餘ニ而御引渡り申候、」

後期になつても新田開發が行なはれたことは明かであるが、その場合は前述の如く獨立した村落を構成することが多くなつた。しかし中には何れも村新田として高帳にも、又貢租その他も別にしてゐるにも拘らず、本村の者が差配もし、耕作もしてゐるがそこには住民のゐないところもある。

例へば武藏國埼玉郡江面村新田は高六拾壹石五斗八升八合であるが、享保十三申年の河原井沼新田の一部で、古田持添の新田故、右新田地に出百姓もなく、民家は無い。名主、與頭、百姓代は何れも本村の者である。これらは享保以後一般に檢地をすることは殆どなく、従つて新田開發の際、假令住居する百姓はなくても、便宜上獨立の村のやうな形式を採つたのであらう。この種の新田村は事實上は本村の發展と見て差支へないものである。

しかし新田が古田所有者の附近に開發出來た場合にはこの方法が採用出來るが、前述のやうにわが國の地勢がこれを許さない場合が少なくない。従つて新田開發に應じて小さな新田村が出來る。これらの新田村の中には相當發展したものもあるが、概していへば、中期以後の開發村は成功したとはいへないやうである。それは第一に地勢地味等が大體において劣等であつたからともいへるが、同時にさうした小部落の生産能力も不十分であつたといへよう。

下總國葛飾郡大畔新田村は恐らく享保頃の開發と思はれるが、高五十六石五斗五升二合の小村である。最初何人で開發したのか解らないが、寛政十二年(一八〇〇)には家數六軒、人數二十七人であるが、文政二年(一八一九)には五軒二十八人、文政十年(一八一七)に六軒三十二人、天保九年(一八三八)に再び六軒二十七人となつてゐる。三十九年間に一人も増加しなかつたことになる。勿論徳川期後半は新田村ばかりでなく、何れも人口停滞の傾向が著しいが、兎に角新田に作られた村が殆ど始めと同じ程度であつたと見られることは、(上記の六軒の内一軒は庶で道心が住んでゐたのであるから、實際の百姓は五人とその家族といふことになる)、新田開發に依る人口收容の増大と

いふ點から見ると、あまり成功とはいへないし、又新田開發が如何に小さな村落を構成せしめたかといふことにもなる。かくして自然の地勢からも、又新田開發といふことから、村落の分裂を生じ、又數の増加を見たといへる。

三

かゝる傾向は村落の經濟生活が自給自足的な方針の下に置かれてゐたといふことに依つて一層強められたのである。前掲の大畔新田の如き僅か五軒の部落で、しかも日光脇往還筋にあり、江戸へ七里といふところにあつて、しかも女は木綿糸、はた織り、外に薪木、繩、蕨等仕業仕ゆといひ、菜種を作り、肥料には厩肥、下尿、灰等を使用してゐる。これに依つても明かなことは、農村はその日常必需品を出来る限り自家の手に依つて支給し得ることを理想としたのである。従つて髪を結ぶのに元結を使用したり、髮結に結はせたりすることは奢侈と認められることになるのである。しかしいくら自給自足がよいといつても、一軒の家だけで自給自足することは頗る困難である。殊に徳川時代の一家は普通現代と同様小人数であるから、到底すべてのものを自給することは出来ない。同村内の各家が經濟的に相互扶助をなす必要が多い。殊に家を建てるやうな大きな仕事は勿論、屋根葺といふやうなことも仲間の者の援助を必要とする。そこで一村内の協同作業は一般耘耕ばかりでなく、いろ／＼なことに協力して相助け合ふために營まれる。

一家の自給自足は不可能としても、一村の自給自足はかなりの程度まで行なはれてゐた。そこに當時の農村生活の特徴を生ずる。何人も同村部落民の援助なくしては生活し得ない。そこに村八分といふやうな制裁が極めて有力な刑罰であつたのである。しかしそれだけに團結力は強いが、部落民以外の者に對する排他的傾向をも強め、農村をして益々孤立的なものとしたのである。自己の村内の生活必需品を確保するために、他村の者と相争ふことさへ生じた。吾人は入會山に關する他村との衝突事件の記録を屢々發見するのである。

寶永六年のことである。上總國武庫郡屋形村の者が谷川堰を普請するために必要な土を隣村新堀村との地場で採取した。新堀村の者はその地點が自己の村に屬するものであると抗議を申出た。その理由としては三十年以前に同村内に死骸があつて、これを隣村五ヶ村立會の上その地點の附近に埋葬したことがあるから、自村のものであるといふのである。繪圖に依つて見れば、土を掘つた場所は死骸を埋めた場所よりも新堀村に近くはあるが、違つた地點で、全體が芝地で境界は頗る不明瞭であるが、裁判は新堀村の勝利となり、爾後屋形村の者はある道を境界とし、それ以上新堀村に近い土を採取した場合には代金を支拂ふべしと命ぜられた。かうした隣村との争ひは頗る多く、他方それらが、年中行事のやうな慣行の上にも現はれて來るくらゐ部落と部落との争ひが甚だしい。流行病が起れば厄病神を村塚から追ひ放つたり、又は村の娘の他村に嫁することを拒まんとすることから生じた慣行の如きは、多くの郷土民俗研究が多くの例を示してゐる。

かく一村の團結を鞏固にし、他村から隔離してその自給自足を計らんとする傾向は、村民の知識を狹隘にし、固陋の風を増長することを免れなかつた。殊に(一)自然的環境において他部落から隔絶してゐたところ、(二)地味が劣等であつた地方などでは、特に(1)從來の血族的關係の傳統が強く残り、又(2)勞働力の維持を必要としたため、一

層この傾向が強かつた。しかしどこでも程度の差はあるが、親子・子方の関係、本家・分家・別家(又は新屋)の關係の如き、血族又は準血族、もしくは擬制的血族關係がかうした孤立的團結を持続し、相互扶助を強調するために形成されてゐたといつてよい。「ゆひ」とか「まき」とかいふ社會的團結組織や名子のやうな制度が存在し、又時に後の學者をして大家族制度とか、共產村落とかいふやうな名稱を與へられる地方が各所に散在することになつたのである。しかしそれらの極端な大家族的な、もしくは共產的な部落だけが、かうした部落協同的、孤立排他的な制度を有するのではなく、かなり近代化された、都市の附近の村落でも、同様の要素を——勿論それは極めて稀薄なものになつてはゐたが、——もつてゐたのである。地主對小作、家主對店子の關係が單なる契約關係でなく、店子といへば子も同然といふ但言の如く擬制的血族關係と見做され、本家・分家・別家等の諸關係が依然本家を中心とする相互扶助の義務を負ふものと考へられてゐたのである。

農村の孤立化又は分裂化を促進するものとして、最後に附記すべきことは當時の政治組織である。五人組制度の如きも時に部落内にさらに小團體を形成せしむる傾向はあるが、元來五人組そのものが、一部の人が論ずるやうには實際上に強い力を有するものでなかつたから、大した問題ではない。むしろ精神的に郷黨意識を強めるに役立つた點を指摘すれば足りるであらう。それよりも一村が數給、時に十數給に分裂してゐたことの方が問題であらう。即ち一村の領主が數名、十數名に及ぶ場合である。

この場合その村には名主又は庄屋が數名又は十數名生じ、年寄、百姓代等の村役人がそれぞれに構成されてゐる。

勿論中には兼帯のものもなくはないが概してそれは例外である。この場合資料文書を見る者の注意しなければならぬことは、それぞれの領主に提出した貢租その他の文書に記された村高や人口數はその一村全體のものではなく、その一人の領主に屬すべき關係の石高・人口等が記されてゐるに過ぎないことである。しかもそこには常に單に某村と記して、某村の一部なることは明示してゐないのである。従つて數給以上に分かれてゐる村の文書は全給を綜合して見なければ、全體の判斷は成立しないのである。

例へばこんな場合がある。上野國佐位郡保泉村は總高三百七拾八石六斗四升七合で、六給に分かれてゐた。然るに代官所届出の明細書を見ると、高貳拾二石九斗五升五合とあつて、そこには、右者當御支配之は分ニ座座、元來當組百九拾石ニ而御料所ニ而座座、天明八申年御分郷ニ相成、内百六拾七石四升五合新見頼母知行所ニ相成、右之貳拾二石九斗五升五合は御料所ニ相殘申、右ニ付御支配之御分を持添地所斗ニ而民家一向無座座とある。恰も惣村高が百九拾石の如くに記述してゐる。然るに續いて、高五拾七石二斗二升六合當御支配所、高百六拾七石四升五合新見頼母知行所、高五拾八石八斗壹升三合同知行所下組、高五拾八石八斗壹升三合杉山宗三郎知行所、惣村高三百六拾四石八斗五升貳合と記してゐる。要するに前の記述は代官支配地の一部が給與の都合上割かれて新見氏の分に入つたので、その以前から代官支配地、新見氏分、さらに杉山氏分とに分かれてゐたのである。そしてこの明細書だけに従へば、保泉村の村高は三百六拾四石八斗五升貳合の如く思はれるが、明治二年に届出た明細書を見ると、新見、杉山兩氏の外、天領分が前橋領となり、その外に拾三石五斗として上田保之丞が新しく加へられ、

「是は小高ニ付同給上武士村名主持添ニは座位間、當村ニ御水帳御割付等無は座位」とあり、六給人會惣村高三百七拾八石六斗四升七合となつてゐるのである。上述の點を簡單に表示すると次ぎの如くなる。

	天明八年以前	天明八年以後	幕末
天領	五十七石二斗二升六合	五十七石二斗二升六合	(前橋領) 五十七石二斗二升六合
同	百九十石	(天領) 二十二石九斗五升五合 (新見) 百六十七石四升五合	(前橋領) 二十二石九斗五升五合 百六十七石四升五合
新見	五十八石八斗一升三合	五十八石八斗一升三合	五十九石一斗八合
杉山	五十八石八斗一升三合	五十八石八斗一升三合	五十八石八斗一升三合
合計		(上田) 十三石五斗	三百七十八石六斗四升七合

かく一村が分郷されてゐる場合には假令保泉村と記してあつても、保泉村全體を意味しない場合がある。例へば右の代官所の持分に關する部分の届出を見ると、「當御代官所之御分ハ無民家ニは座候故、家數人數等無御座位」と記してゐる。それに依つて保泉村を判斷すると甚だしい誤りを生ずる。

かく文書調査の上の不便は兎に角として、一村が政治上いくつにも分裂してゐることは、多くの點において不便であり、又内部的對立を來たすことになる。しかしかうした人爲的分裂作用がどの程度まで一村の經濟的協力を破壊し、村内に分派を作らしめたかは明瞭ではない。前掲の保泉村の例にしても、同じ村内に天領が二給に分かれ、

新見氏の知行所も二給に分かれてゐる。それぞれ合同して一つにしたら都合がよいやうに思はれるが、記録に依れば天領の一部と新見分の一部とが同一名主の下に置かれ、他の天領、新見分その他と全く別に取扱はれてゐる。如何なる事情に基づくものか不明であるが、恐らく天明八年分裂以前の事情から來たものであらう。そこに同一村内に何らか對立的なものがあるやうに考へさせられる。

以上述べて來たことを要約すると徳川時代の農村の一つの傾向である細分化又は孤立化を生ずる原因には(一)自然的地勢、(二)經濟的自給自足、(三)新田の分裂、(四)采地の分裂等が挙げられることになる。就中(一)及び(二)はその根本的なものと見てよく、それがためにわが國の農村的性格が一層鄉黨的分立性を強めたといふことが出來よう。

四

農村の細分化してゆく傾向と全く反對の合同化の傾向が同時に作用してゐることは農村の變化を頗る複雑化して來る。合同化の傾向がどうして起つたか。わが國の水田耕作は一方細分化の傾向にも有利であつたらうが、そこに水といふ重要な要素のために、數ヶ村の協同作業を必要として來る。

わが國の農作が天水にのみ依存することは單に旱天に危険であるばかりでなく、實際の農耕を不可能ならしむる場合が多い。「天水場」といふ言葉が屢々貢租の減免を嘆願する場合に使用されることに依つても解る。従つて池や河川の利用を必要とし、それらの天然の利用のないところでは貯水池を設ける必要がある。それでも雨量の乏し

つた年にはいつも水争ひを各村落間に惹起する状態であつた。従つてこれらの用水路について當然各村間に交渉を生ぜざるを得なかつた。

さらに雨季河川の氾濫することが頗る頻繁なわが國の自然的状態はこれに對する方策を必要とし、自然そこに各村間の協同作業を生ぜざるを得なかつた。洪水についての對策が時に前述したやうな各村の利己的精神のために、利害が一致せず、互に相争ふやうな状態を生むこともあつたが、例へば對岸の村落に害を與へるほど堤を高くしたり、下流の村落の堤を突き崩したりして自村のみ洪水を免れんとし、醜い争ひをなすこともあつた。しかし毎年起る災害に對し自ら協同防衛を構成するやうになり、岐阜の「輪中」のやうな特別な組織も出來たのである。

配水に關する村々の合同の實例は頗る多いが、一例として館林領内の渡良瀬川、利根川を利用する配水組合村々を擧げると、次ぎの如くである。

- (一) 新田堀待堰組合、強戸、長手、鶴生田、上島山、中島山、下島山、太田、大島、今井、上濱田、荒井、新島、内ヶ島、吉澤、飯田、下濱田、只上、丸山、矢田堀、今泉、金井、西矢島、安良岡、長岡、大鷲、成塚、寺井、脇谷、小金井、村田、市ノ井、沖之村、新井野、由良、別所、西ノ谷、上田島、下田島、中根、鷹ヶ谷戸、藤阿久、細谷、米澤、四十三ヶ村、高三萬二千六百五十七石五斗一升四合六勺五才。
- (二) 五ヶ村樋組合、矢田堀、今泉、金井、安良岡、長岡、高三千三百八十三石三斗八合二勺。
- (三) 太田樋組合、強戸、鶴生田、長手、大島、今井、新島、太田、上濱田、荒井、下濱田、飯田、西矢島、上島山、中島山、下島山、十五ヶ村、高九千四百九十八石六斗二升三合。
- (四) 今井堰組合、今井、下島山、大島、藤阿久、四ヶ村、高三千四百八十三石五斗一升八合。
- (五) 源三郎堰水内組合、新島、太田、高千三百四十八石三斗二升四合。
- (六) 太田四ヶ村堰組合、上濱田、飯田、荒井、西矢島、高二千五百卅九石二斗六升一合。
- (七) 岩瀬川堰組合、高林、牛澤、富澤、福澤、高二千五百四十五石九斗。
- (八) 矢場堰水門組合、只上、吉澤、矢部、三ッ堀、丸山、長岡、内ヶ島、矢田堀、市場、今泉、三金井、若林、富田、植木野、上小林、臺之郷、茂木、石原、下小林、龍舞、八重笠、石打、新當郷、成島、大新田、北大島、西岡新田、西岡、野邊、木崎、大輪、瀬戸井、舞木、坂田、篠塚、大町、里矢場、本矢場、新宿、藤本、沖之郷、離、細谷、大荷場、大曲、内藏新田、細谷、四ッ谷、矢島、萱野、上中森、新福寺、吉田、寄木戸、東矢島、藤川、中野、日向、木戸、高根、傍示塚、田谷、羽附、江黒、斗合田、千津井、江口、梅原、川俣、入ヶ谷、鍋谷、下中森、福島、下小泉、古水、飯塚、上早川田、下早川田、足次、岡野、土橋、當郷、大佐貫、中谷、新里、田島、上三林、下三林、赤堀、狸塚、須加、上五箇、赤岩、上小泉、別所、小舞木、九十六ヶ村、高七萬四千二百五十三石三斗一升二合五勺。
- (九) 柳澤堰組合、矢田堀、三金井、若林、上小林、下小林、茂木、今泉、矢部、富田、臺之郷、石原、龍舞、内ヶ島、長岡、小舞木、飯塚、東矢島、別所、古水、寄木戸、坂田、二十一ヶ村、高一萬五千五百七十五石七斗七升九合三勺。上小泉、上五箇、鍋谷、下小泉、上中森、福島、吉田、下中森、新福寺、舞木、赤岩、瀬戸井、大輪、萱野、木崎、野邊、六ヶ村、高一萬三千七百三十三石九斗二升八合八勺。二口ノ三十七ヶ村。
- (一〇) 内ヶ島洗堰水樋組合、上小泉、下小泉、吉田、新福寺、舞木、赤岩、木崎、鍋谷、瀬戸井、福島、上五箇、上中森、篠塚、野邊、萱野、大輪、下中森、十七ヶ村、高一萬五千四百八十二石二斗八升五合。
- (一一) 觀音堰組合、小舞木、飯塚、東矢島、別所、古水、寄木戸、坂田、七ヶ村、高三千六百九十二石三勺。

- (一二) 茂木萬所堰組合、茂木、石原、小林、龍舞、四ヶ村、高千五百一十一石二斗二升二合九勺。
- (一三) 藤川大堰組合、藤川、中野、日向、木戸、高根、傍示塚、上早川田、下早川田、足次、岡野、成島、新當郷、土橋、大新田、北大島、西岡新田、田谷、四ッ谷、羽附、靱谷、内藏新田、大曲、大荷場、細谷、離、西岡、除川、ノ二十七ヶ村、高二萬六千四百四十七石九斗九升七勺(北方)。狸塚、赤堀、上三林、矢島、入ヶ谷、須加、川俣、大佐貫、中谷、新里、江口、梅原、下三林、田島、江黒、斗合田、千津井、ノ十七ヶ村、高九千七百二十三石八斗五升七合七勺。組合高三萬六千七百七十一石八斗四升五合二勺。
- (一四) 日向洗堰水樋組合、日向、高根、木戸、傍示塚、上早川田、下早川田、西岡新田、足次、岡野、新當郷、土橋、大新田、北大島、田谷、四ッ谷、羽附、内藏新田、大曲、大荷場、細谷、離、西岡、除川、ノ二十四ヶ村、高二萬千七百五十二石七斗三升五合五勺。
- (一五) 足次樋組合、高根、足次、岡野、當郷、土橋、新當郷、羽附、大新田、北大島、西岡新田、西岡、田谷、細谷、四ッ谷、内藏新田、靱谷、大曲、大荷場、離、十九ヶ村、高一萬八千八百二十九石七升六合二勺。
- (一六) 木戸堰組合、高根、木戸、傍示塚、上早川田、下早川田、足次、岡野、新當郷、四谷、土橋、當郷、大新田、北大島、離、西岡、西岡新田、四谷、羽附、靱谷、内藏新田、細谷、大曲、大荷場、ノ二十三ヶ村、高二萬千三百三十二石八斗五升七合六勺。
- (一七) 木戸樋用水組合、木戸、傍示塚、上早川田、下早川田、ノ四ヶ村、高二千二百五十三石五斗八升一合。
- (一八) 狸塚水樋組合、狸塚、成島、赤堀、上三林、下三林、入ヶ谷、矢島、須加、川俣、大佐貫、中谷、田島、江黒、斗合田、千津井、江口、梅原、新里、十八ヶ村、高九千八百五十七石五斗五升一合八勺。
- (一九) 矢島寛下組合、矢島、入ヶ谷、須加、川俣、大佐貫、中谷、田島、江黒、斗合田、千津井、江口、梅原、新里、十三ヶ村、高七千三百三十三石七斗二升九合五勺。
- (二〇) 南大島水門組合、南大島、堀工、寄柳、田島、新里、中谷、六ヶ村、高三千五百九十一石九斗。
- (二一) 南大島水樋組合、上三林、下三林、赤堀、野邊、木崎、萱野、上下中森、大輪(古高二百石入)、川俣(新田高入)、矢島、入ヶ谷、ノ十二ヶ村、高七千三百五十四石一斗四升二合。
- (二二) 近藤樋組合、上三林、下三林、入ヶ谷、矢島、須加、川俣、梅原、江口、千津井、斗合田、江黒、田島、新里、中谷、大佐貫、十五ヶ村、高八千五百七十八石二斗一升五合。
- (二三) 高島洗堰組合、高島、島、大久保、海老瀬、下五箇、五ヶ村、高五千二百六十九石五斗一升八合三勺。
- (二四) 板倉八間樋組合、板倉、岩田、大久保、島、高島、下五箇、海老瀬、ノ七ヶ村、高六千九百四十九石九斗七合三勺。
- (二五) 下五箇十三間樋水樋組合、大久保、島、高島、下五箇、ノ四ヶ村、高二千八百二十石五斗七升八合三勺。
- (二六) 離村悪水樋組合、離、細谷、大荷場、大曲、除川、西岡新田、西岡、北大島、下早川田、大新田、土橋、當郷、新當郷、内藏新田、靱谷、四ッ谷、田谷、羽附、海老瀬、ノ十九ヶ村、高二萬二千五百九十九石六斗三升。
- (二七) 市場堰組合、高松、小曾根、羽附、縣、下遊垂、百頭、上遊垂、照島、中里、朝倉、田中、八幡、ノ十二ヶ村、高八千三百七十八石六斗四升六合。(堰場入用割古高用ル、五千七百石)。
- (二八) 久保田堰組合、久保田野田、日向、荒荻、ノ四ヶ村、高二千三百八十八石二斗六升八合。
- (二九) 龍川一野堰組合、龍舞、沖之郷、二ヶ村、高千九百卅二石八斗六升二合二勺。
- (三〇) 石打堰組合、石打、中野、ノ二ヶ村、高二千六百四十七石四斗八升一合。
- (三一) 島田堰組合、島田、秋葉、藤本、荒金、ノ四ヶ村、高二千七百八十八石六斗二升七合。
- (三二) 借家堰組合、借家、堀込、ノ二ヶ村、高千五百五十六石三斗二升六合。

以上の諸組合の示すやうに大なるは數十箇村からなる大團體から、小なるは僅か二箇村の協同に過ぎぬもので、大小様々であるが、大多数の村落は幾つかの組合に加入してゐる。かうした組合がどの程度まで聯絡をもつてゐたか明かでない、單に堰なり樋なりの修覆の費用を協同して負擔するといふだけで、それ以上の強い結合をもたなかつたかも知れないが、それでもなほそれら相互間に協同的觀念を生ぜしめたことは否定出来ないであらう。

かうした農耕關係から生じた合同化の傾向以外に、當時の制度からこの傾向を強める原因を發見することが出来る。その主たるものを挙げれば、(1)助郷制度、(2)貢租徴集、(3)觸書の傳達、(4)その他の政治的事項、(例へば宗門改めの如き)等がある。

これら統治上及び交通上必要な諸制度は農村の孤立性を打破することに役立つた。助郷のために人馬を徴集されれば、彼等は近隣の宿驛まで出張することになり、又助郷人馬の割宛てに關して、彼等は常に近隣の村落と比較して、自己に不利ならざるやうに心がけてゐたし、又助郷村々が合同して宿驛の間屋場に當る必要もあつた。それらの村々は同一利害に依つて結合することになつたのである。

貢租の徴集についても同様なことがいへるが、貢租を領主の郷藏に納入する場合にしても、一村毎に郷藏の存することは殆どなく、その地方の集散地である村落への往來が起り、又小身の旗本の知所の如きこれを金錢を以つて納入する場合には商人との交渉も起り、時には庄屋又は名主自身が穀屋を營む者さへ生ずる。そして農村の經濟を自給自足的なものから、貨幣經濟的なものへと變更させることになる。

殊に街道筋に當る諸村にあつては、漸次に人馬の往來が烈しくなり、村落の形態が次第に街道側に移動發展してゆく傾向が顯著となる。かうした顯響を最も強く受けた大街道又は大都市附近の村落は次第に農村的性格を離脱して、都市的傾向が強められ、質屋、穀屋、酒屋、荒物屋、風呂屋、髮結等の職業が獨立の商賣として營まれ、自給自足の原則を喪失するやうになつた。それらは村落の内容的變化に屬する問題である。

かく政治的な必要から村落が合同し、聯絡をつけて置く方が便利であつたから、そこに自ら組の發生を見た。庄屋の上に大庄屋が生じ、一群の村落を統制するものもあり、又地方に依つて名稱を異にするが、一團の村落を通りとか、雲とか、霞とか呼ぶ地方もある。同體中などといふ言葉は關東地方の文書中に屢々發見するが、それが如何なる組織をもつてゐたかは明白ではない。

又統治する方からいつても、ある程度の組を形成せしめ、その組の代表者に政治的責任をもたせる方が便利である。幕府が何時頃から村々に組合を結成せしめたか不明であるが、幕末に近づくにつれて組合村の規定が頻繁に現はれて来る。次ぎに私藏の文書中組合村に關する法令の年代を擧げて見ると、文政十年、文政十一年、天保九年、天保十三年、天保十四年、弘化二年、嘉永七年、文久三年、慶應四年等があるが、その以前には見えない。しかしその最も古い文政十年の分の請書を見ると、今般改而組合村相定候上へとか、「私共村々組合之義ハ先規々諸事取締致來」(三輪野山村)とか記してゐるところを見ると、文政十年以前にも組合村の規定はあるのかも知れない。少なくとも非公式に組合を形成してゐたことは明かである。

今兎に角文政十年以後の組合組織の状態を見ると、小組合大小高之増減(に)隨(ひ)三ヶ村五六ヶ村組合」とし、各當番村を定める。そして「最寄都合宜様引合、凡四五拾村組合ニ相定可書出」と命じた。今武州多摩郡青梅町を中心とするものを例とすれば、次ぎの如くである。*印は文政十二年の當番村である。

武州多摩郡

- 高四百四石七斗壹升貳合 外ニ御朱印高貳拾五石 青梅町
- 高百八拾四石四斗三升四合 外ニ御朱印高三石 西分村
- 高百貳拾八石貳斗五升八合 外ニ御朱印高三石 *乗願寺村
- 高三百九石七斗六升 高百貳拾石壹斗壹升七合 外ニ御朱印高拾三石 *上師岡村
- 高四百九拾六石九斗三升六合 外ニ御朱印高三石 下師岡村新田共
- 高五拾四石五斗壹升九合 外ニ御朱印高貳拾三石 根ヶ布村
- 高百貳石壹斗壹升七合 外ニ御朱印高拾三石 鹽船村
- 高貳百七拾四石六斗七升五合 外ニ御朱印高貳石 *野上村
- 高百七拾七石貳斗七升七合 外ニ御朱印高拾石 黒澤村
- 高百四拾石四斗七升八合 外ニ御朱印高三石 吹上村
- 高三百拾貳石壹斗八升四合 *大門村

- 高四拾八石貳斗五升壹合 外ニ御朱印高三石 谷野村
- 高九拾八石壹斗六升三合 高九拾八石壹斗六升三合 外ニ御朱印高拾石 木ノ下村
- 高三百四拾九石八斗壹升六合六分貳釐 外ニ御朱印高拾石 藤橋村
- 高七百七拾三石三升壹合 外ニ御朱印高拾石 今井村
- 高三百貳拾壹石六升三合 外ニ御朱印高拾石 今寺村
- 高四百貳拾四石五升六合 外ニ御朱印高三石 新町村
- 高五百四拾六石五升四合 外ニ御朱印高三石 河邊村
- 高百三拾石三斗六合 外ニ御朱印高五石 友田村
- 高百四拾六石五斗七升三合 外ニ御朱印高五石八斗 下長淵村
- 高百八拾七石八斗四升 高百三拾八石七斗四升六合 外ニ御朱印高三石貳斗 *上長淵村
- 高百拾貳石三斗貳升九合 高百四拾貳石九斗六升 外ニ御朱印高五石 千ヶ瀬村
- 高百四拾貳石四斗貳升 外ニ御朱印高五石 駒木野村
- 高百六石八斗貳升四合 高百四拾貳石四斗貳升 外ニ御朱印高五石 畑ヶ中村
- 日向和田村 *日影和田村

高四百六拾六石四斗貳升四合 外ニ御朱印高拾五石
 高四百八石七斗三合 外ニ御朱印高十三石
 高貳百拾三石貳斗三升五合 外ニ御朱印高貳拾三石
 高四百五石貳斗八升六合 外ニ御朱印高拾石
 高百三拾六石四斗壹升壹合 内御朱印高三拾石
 合高七千九百五拾四石貳斗四升壹合六分貳釐

二又尾村
 下村三分
 *柚木村
 澤井村上
 御嶽村
 青梅町外三拾ヶ村

小組合の組合せは同文書に依つて推測は出来るが、不分明であるので省略したが、七組に分かれてゐることは明らかである。

幕府がこの組合を構成せしめた理由は(1)政治的取締であつて、浮浪の徒を嚴重に取締らんがためであつたが、後には(2)風俗取締(例へば博奕禁止、奢侈抑壓等)、(3)經濟的統制(物價引下、貸銀公定)等あらゆる面に及んでゐる。この組合村の構成は確かに統治上便宜であり、責任の所在を明かにすることが出来る。即ち「寄場親村」と稱する村を以つて政府に對する直接の聯絡者とし、他の大小の諸村をこれに歸屬せしめたのである。この制度は關東地方においては、天領私領の區別なく一圓に行なはれたやうであるが、その他の地方については、遠江國榛原郡高嶋村の資料を有するのみで不明である。しかしいくつかの村を組合せて一團とする慣行は各地において見られる。かうした傾向は一方から見れば、單に五人組制度を擴大したものと考へられるが、他方から見れば一段高度の

組織網を形成せんとしたものともし得る。『壹ヶ年兩度宛寄合議定改之儀ハ、小組合村之内ニ而惣代村取置、右惣代のもの罷出、相談致し、歸村之上村ニ申談し』の如き規定は、今日の細胞組織をさへ思はせるものがある。かかる傾向は明かに從來の孤立的農村の特長を弱めることになり、より大きな結合へ向はんとすることになる。

五

以上述べたやうに、農村には一方細分化の傾向があると共に、他方合同化の傾向があり、それが農村の内容にもかなりの影響を與へてゐる。今その點について述べる前に、簡単に農村の内容の變化について略述して置かう。外見上あまり著しい變化を見せなかつたやうに思はれる農村にあつても、初期から末期に至るまでの間にその内容をかなり變化させてゐる。全般的にいへば、二世紀半以上に亙る平和の持續は一方からいへば人心を刺戟するものがなく、著しく頹廢的になつたともいへるが、他方から見れば貨幣經濟の進展となり、生活は向上した。殊に都市におけるさうした傾向が著しいために、(一)武士階級の財政難と(二)町人階級の進出著しく、そのために(三)農民の貧困は(1)貢租の重壓と(2)生活費の昂騰とに依つて一層甚だしくなつたとは、一般論者のいふところである。勿論これらの點は否定し得ないが、事實は今少し複雑である。

農村の貧困化は明かである。その結果としては享保頃まではかなり人口の増大を見たと思はれるものにも拘らず、その後明治に至るまで農村人口は停滞的である。例へば美濃國本巢郡神海村の家數人口は延寶二年(一六七四)には六十一軒三百三十七人であつたが、貞享五年(一六八八)即ち元祿元年には六十四軒三百六十人となり、その間少

しく資料を缺くが、寛延四年(一七五二)には家數百軒四百四拾貳人と増加してゐる。然るにその後はむしろ減退の傾向を示してゐる。即ち翌寶曆二年には家數百軒四百三拾六人となり、天明二年(一七八二)には九十八軒三百八十七人となつてゐる。勿論減退を續けてゐたわけではなく、元治元年(一八六四)には九十九軒四百三十人となつてゐるが、その停滯的であつたことは明かである。なほ本村の詳細なる人口の變化については他日發表する機會があらう。

かく前半における人口増加と後半における人口停滯とは明かに生産力の停滯、換言すれば農村人口收容の飽和點に達したものと云ふことが出来、その以後は生産力の増大を期待し得なくなつてゐたのである。しかしそれは單に町人階級の進出に依つて農村の窮乏を大ならしめたばかりでなく、同時に農村自體の内容に變化の發生したことに依るものである。即ち(1)ある農村に富有なる豪農の發生したこと、(2)村民相互の關係が血縁的關係から經濟的關係に移行していつたことである。勿論それらが貨幣經濟の進出に伴ふ點において町人階級の發展と相關聯するが、單なる町人の農村進出を意味するものではない。先づ前者について説明しよう。

農村における小農の窮乏は初期よりも後期になるにつれて甚だしく、彼等は小作人又は日雇のやうな勞働者となるか、あるひは逃亡することが多くなつた。従つてその生活難から所謂間引き又は墮胎の慣行が一般的となり、後半における人口停滯の現象を生ずるに至つたのである。これら小農の多くは自己の耕作地を質地に提供したり、賣却したりして、凶作時、その他の困窮時を凌ぐのであるが、それらの土地は同村又は隣村の富有者の手に屬すること

となる。各地方にこの種の富有者があつて、彼等がその地方地方の金融について重要な役割を占めてゐたことは、すでに本誌八月號所載の靜態的研究において述べて置いた。

これらの豪農の中に相當大なる分限者もあり、一村ばかりでなく、全國において有數の豪家であつた者もある。文政八酉年四月「日光御社參ニ付分限御尋之寫」なるものを見ると、越後屋八郎右衛門以下、當時の分限者の名を擧げ、その大部分は町人であるが、又多くの地方分限者の名を載せてゐる。九州松島助重郎(竹藪三里四方程、土藏六ヶ所、田地貳萬石)、獎州瀨金澤吉之丞(田地八萬石)、下野國廣瀨八郎左衛門(田地貳萬石)、同宮田新之丞(田地三千二百石、金藏拾六ヶ所)、同宮田次左衛門(造酒六尺桶四百八拾八本)、相模國(矢竹藪三里四方程、田地三萬石等、これらの者も純粹の農民とはいへないが、又ここに掲げた數字も怪しいものではあるが、兎に角地方にこれらの豪富の者が發生してゐたことは注意に値ひする。

これほどの豪富な者でなくとも、地方の農村に相當の富者がかなりあつたことは、今日殘存する文書類からも認められる。彼等は(1)昔からの名家の跡として勢力をもつてゐた者もあり、(2)新しい家ではあるが、村役人等を勤め、有力になつた者、又(3)地方において穀屋又は造酒業を營み、富を蓄積した者もある。多く金融をなしつつ、土地を兼併していつた者である。

地方農村におけるこれら富有なる者の存在は、漸次に地方文化の發展、もしくは維持に貢獻するところ大であつた。又彼等は農村の貧困化を増大したものともいへるが、同時にその窮乏を救濟する者でもあつた。極貧者に對す

る喜捨は別としても、殆ど喜捨に等しい貸金、又凶作時その他における救済等は農村の絶望的な經濟状態を恆に緩和する役に立つた。當時の識者の殆どすべてがこれらの豪農及び町人の土地兼併を攻撃してはゐるが、中には地方における富有なる者の存在を必要とし、彼等の社會的役割を強調する者があるのもこのためである。未だ個人主義的ならざりし當時の農村生活のうちには多くの關係が準血族的觀念から判斷されてゐた。このことは富者の救済義務を單なる理論としてでなく、實踐として履行させることに役立つた。そこで次ぎに第二の問題である村民相互の血縁的關係について説明しよう。

一農村が同一血族から成ることもあり、又大部分が何らかの血のつながりをもつてゐることも少なくない。殊に初期にあつては實際上何ら血のつながりがない場合でも、同一農村に住居する人々の間には準血族的な觀念が強かつた。同じ氏神の氏子としてそこに宗教的な協同意識もこれを強めるとして役立つたし、又同時に前述したやうな郷黨的意識もこの觀念を持続するに與つて力があつたことはすでに述べた。さらに地主對小作人、主人對雇人の關係も單なる主従ではなく、そこに親子の觀念に依つて結びつけられてゐた。即ち準血族的觀念である。名子とか被官とか、譜代とかいふ名稱は單なる契約關係でなかつたことを示すものである。

地主は小作人に對して單に土地を貸與するばかりでなく、これに保護を與へ、困窮すれば救済もする。これに對して小作人は單に小作料を納めるだけでなく、時に物納、勞納の義務もあり、吉凶その他について地主の命に従ふものであつた。それは明かに封建的服従であつた。彼等の關係は證文を以つて表現されるものではなかつた。この

種の親子的觀念は後まで残存してゐた。證文面に現はれざる義務は双方に存在してゐたのである。拙稿、地主と地借(本誌第三十一卷第三號所載)の一一八・一二二頁にあるやうに、幕末にあつても地借は「他に年始暮寒何なり共」勤めなければならず、凶年になれば「地借店請貧窮人へは地主より大に救ひ手當も有之候」といつてゐるくらゐである。

しかし全般的には貨幣經濟の進展は農村においても、この關係を弱め、大體において契約關係が一般的となつて來た。地主の小作人を救済することは、社會的義務ではなく、その者の好意に依るに過ぎず、小作人の地主に對する服従も單なる慣例に従ふ形式的なものに過ぎなくなつた。従つて互に自己の利潤を少しでも多くせんがために、相争ふことになり、小作争議も多くなつて來た。このことは農村生活を一層慘なものにすることを免れなかつた。しかし一部にはずつと後期になつて古い名子制の如きものの復活を見たところもある。それはある特殊の救済を希望し、古い形態を採用したものであつて、むしろ特殊の場合と見るべきであらう。

農村における准血族的な紐帯が弱められて、一般に利潤を求むるやうになつて來たのは、農村の孤立的な、自給自足的な生活が、外界における貨幣經濟の發展に刺戟されたからに外ならない。殊に商人が(一)國內市場の開發を必要とし、農村における購買力を吸収せんがために、全國的に行商網を擴大していつたこと(日野商人、近江商人、富山賣藥商人)、又(二)安價に製品を獲得せんがために、農家の副業的生產を奨励したことは、農村における貨幣經濟の發生を促がすことになつた。そして農民の貨幣獲得欲を常に刺激することになる。さらに一般の識者も亦商人

この種の行動を是認する。今こゝには一例として司馬江漢が近江商人中井新三郎を批評した一文を掲げて置かう。「近江國水口より三里入りて、日野と云ふ所、岡本町と云ふ所に、中井源左衛門と云ふ者、商家にてありけるが、日野は一向往來のあらざれば、人の通行なし。故に商の手立なし。總じて近江の國の人物は、心肝大きく思慮あり。日野はみせを聞き、商人の體見えず。然るに富商多し。又此近きに八幡と云ふにも富家あり。基地貧にして渡世なりがたき邊土は、必ず、富める者あり。吾近郷に産する物を買ひ取り、他國へ行き、之を賣り又其國の物を求め、他所に行き、是をひさぎ、吾國に歸るに及んで、吾國になき物を求め來るを交易と云ふ。見世を開き商をするを、賈人と云ふなり。往來の路傍に、一膳飯を嚙ぐ者は、生れし其處を離れずして渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終る。彼源左衛門と云ふ人は、僅の元金を持ち、奥州仙臺に行き、此の地に綿を生ぜざる事を考へ、大坂より綿・木綿・古著の類を買ひ取り、仙臺へ船まはして、賣りけるに、初は少々宛の商ひして、後、年を追ひて大商となり、今に至りては、人五十人を使ふ程の見世を張り、中井新三郎と家名して、今三代目なり。其外下總の相馬・太田原邊へも見世を出し、今において三十萬金の富商とはなりぬ。予二十五年以前長崎へ行くとき、此日野に寄り、老人にも逢ひしに、佛六十位に見えしが、實は七十に餘れる老人なりき。この三年以前に、九十餘にて病死しぬ。二代目は酒などを好みて、五十餘にして病死しぬ。今は孫の代なり。珍らしき商人なり。文化八辛未年しるす。」(司馬江漢 春波樓筆記)

かうした初期商業資本的活動が一般に承認され、推賞されるやうな時代になれば、假令他方において封建領主の

商人の活動に對する制限、例へば富山の賣藥業者の立入りを禁止するやうなことがあつても、漸次に貨幣經濟の發展を見ることになり、農村の窮乏を見棄て、都會に逃亡する農民も生じ、又地主も商業化し、小作人も利己的になることを免れなかつたのである。

従つてこゝに幕末期に近づくにつれて、農村内の職業は次第に複雑化して來た。初期には殆ど見られなかつた多くの職業が農間商ひと稱して現はれて來た。富有な地主達が質屋、穀屋、酒屋等を營み、それらの半農半商は名主様に次いで部落における尊敬の的となる。かくして富有な遊閑階級が現はれ、地方における文化人として、時には江戸又は京師に遊學する餘裕をもち、儒學、國學、和歌、俳句等を嗜んだ。又あるひは農村から離れて都會生活を送る者も出來た。他方貧窮なる農民は耕作だけで生活を支へ、難く、わらじやだんごのやうなものを店賣りしたり、内職を營む者が増加した。自給自足のための内職ではなく、貨幣を求めんがための内職に變じつゝあつたのである。

六

農村における形態の變化とこの内容の變化とは相呼應するものである。農村の人口が停滞し、職業が複雑化し、非自給自足的になり、社會的關係は契約に依つて結ばれ、血縁的關係は薄くなり、貢租その他の農民の負擔は増大して、一般農民は貧困化したと同時に、一部に富有なる農民層を作つた。しかしそこには依然として古い氏神を中心とする村の社會的年中行事は昔と變ることなく行なはれ、依然として村の古老達に依つて古い慣行が繰返されてゐた。従つて假令新しい要素が盛られてあつても、これを行なふためには古い型にはめ込む必要があつたし、又そ

れを行なふ人々も無意識的に古い型を利用し、そしてさうすることが彼等自身にとつても、最も安心でもあつたのである。従つて外面的に現はれた農村の性格は以前とは大なる差違がなかつたやうに見えるのである。この種の例は農村の種々なる行事や慣行のうちにも求められるが、今一例として天保七年の「御藏板被仰渡候五人組帳」の一箇條に職人黨を作ること禁じてゐる文句を引用しよう。

「在々諸職人共黨を結び太子講と名附寄合いゑし、細工之巧拙をも不分、一同手間賃引上げ趣相聞ひ、以來右寄合い儀相止、手間賃、銀目之分を前々ニ復し、錢格之分へ相場ニ隨ひ可引下事、

附り日雇人足も右ニ准可引下事」

太子講といふやうな宗教的臭味を帯びた仲間を作り、そこで一つの相互扶助的な團體を形成することは、當時一般的なことであつたが、それを利潤獲得に利用することは都市における商人仲間の例に倣つたものであらう。

この場合この例は必ずしも適例とはいへない、難いが、在方の職人の増加、賃銀問題等の社會問題が起つてゐたことを合せ知らさんがために敢て引用したのである。講といふやうな、元來信仰的、又は相互扶助的なものを利用したところは、イギリスのジャニイメンズ・ギルドを思はせるところもある。

要するに農村内部にあつては新しい資本主義的傾向がかなり強く作用して來つゝあつたにも拘らず、農村自體としてはどこまでも古い形態を支持せんとして努力してゐたのである。従つて農村における有爲な青年の一部は農村に止まることを欲せず、都會に流出し、純然たる労働者となるか、又は商人化して富者たらんとするに至る。この

結果として江戸の如き大都市への人口流入は勿論であるが、地方都市の發達を見ることになる。少しく餘裕ある農民の子弟の理想とするところが、商人を始め、儒者、醫者の如き都會的な文化人であつたことは、彼等の書き残した日記や斷簡に依つても知ることが出来る。拙稿「徳川時代の私塾生活」歴史と生活第二卷第三・四合併號参照。かくして地方都市とその附近の村落との人的交流は次第に密接となつてゐた。

農村人口の移動を知る上に一つの資料となるものは、各村に残存せる人別送りである。これは名主が他村へ嫁する者、移住する者の身元を證明し、その村の名主宛に送附する書狀で、これに對し確かに到着したといふ落著狀をよこす、所謂戸籍の送付である。今一々それを數字的に述べることは出来ないが、かうした正式の移動の場合は大多數が隣村である。著しく離れた地方に移るものは極めて少ない。それは移住の落著先が明確な場合だけであるから、初めから無關係なところへ送られることがないのである。従つて人別送狀(又は落著狀)に依つてわれわれは、當時の農民の實際範圍を推知することが出来るのである。それに依ると大體その範圍は近隣の諸村と領主の城下町とに限定されるといつてよい。時に江戸との關係が例外的に現はれて來るが、概して地方的であるといふことが出来る。この點についても前述せる組合村の形成と相呼應するところがあるやうに思ふ。未だ兩者の範圍を比較する餘裕がないので、實證することは出来ないが、少なくとも同じ傾向をもつものであらう。

以上述べたやうに徳川時代の農村は互に相反する二つの傾向が初期から後期にかけて發展しつゝあつたやうに思はれる。一方は農民をして益々郷土に執著をもたせ、古い傳統ある組織と昔ながらの技術を固執せしめた。他方は

新しき精神の下に活動することを要求した。しかし概していへば徳川時代の農村は新しいものに目ざめてゐなかつたといつていゝであらう。江戸 大坂近在の農村は別として一般に古い殻を自ら破るやうな力はもつてゐなかつた。そこで問題となるのは、かつて一部の學者の間に論争の中心となつた百姓一揆であるが、今ここではこれについて詳論する必要はない。上述したやうな農村内の矛盾に何らかの刺戟が與へられたならば、そこに利害相反する兩者の間に——豪農と貧農、地主と小作人、代官と百姓、村役人と百姓、領主と村役人等々——衝突の惹起することは不思議でない。勿論革新的なものを意識しての行動ではない。唯ここに注意すべきことは當時の農村の根柢をなした一村協同的な觀念、——それは純粹の氏族の同族觀念とも、又封建的主従觀念とも異なる准血族的觀念の存在である。百姓一揆の如き場合でも、少なくとも表面的にはこれに依つて解決をつけるものが多い。しかしこの觀念はこの關係に入り込まぬ者に對しては極めて排他的である。そこに農村の極端な偏僻固陋な部面を形成することになつた。要するに上述したやうな農村の性格を構成したのは、明かに徳川封建社會の社會的構成の反映であるといへるだらう。

新體制と統制經濟

加田 哲 二

一時局の要請

新體制の組織せられつゝある現在の日本は、その内外の情勢において、最も重大な時期に置かれてゐる。それは、未曾有の時期といつてもよい。このことは、最もよく八月二十八日新體制準備委員會の席上における近衛首相の聲明にも現はれてゐる。聲明冒頭には、次のやうな章句がある。

「今や我が國は、世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り、世界情勢に即應しつゝ、能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮して、この大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも、獨自の立場に於て、迅速果敢且有効適切に對處し得るやう高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して、高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。」